

令和3年3月19日

保護者の皆様

広島県立広島叡智学園中学校・高等学校長

「島親制度」実施に当たってのお願い

平素より本校教育の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、「島親制度」は、親元を離れて寮生活を送っている生徒たちが、安心して学校生活を送れるようにと、大崎上島町民の方々に生徒の親代わりとなっていただき、交流をとおして島での生活をサポートしていただく制度です。

今後、学校としましてもより良い制度として育て発展させてまいりたいと考えておりますので、御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本制度は、学校の教育活動としてではなく、町での生活の場として生徒・保護者と島親の皆様との相互理解と責任において行っていただくものです。つきましては、トラブルや事故につながらないように、皆様に遵守していただきたい事項を記載しましたので、御確認いただきますようお願い申し上げます。

- 島親との交流中における不慮の事故や怪我に備え、お子様について必ず傷害保険に加入するようにしてください。
- アレルギー等の配慮事項がある場合は、その内容を事前に島親にお伝えください。
- 島親の皆様には、広島叡智学園の生徒のために、何かできることをやってあげたいという思いで御協力をいただいておりますが、それぞれの家庭の事情等が異なるため、対応には違いがあることを御理解ください。
- 定期的に島親に電話連絡をしていただき、お子様の状況などを聞いてください。また気になることも、島親に尋ねてください。
- 島親の個人情報について、漏洩することのないようにしてください。
- 次のことについて、学校でも指導しますが、御家庭でお子様への指導をお願いします。
 - ・島親には自分の気持ちをしっかりと伝えるようにする。
 - ・事故や怪我のないように危ない行為や軽はずみな行為はせず、責任ある行動をする。
 - ・周りや相手に対し、いつも思いやりと感謝の気持ちをもって接する。

〔 総務部 池田 〕